

行政文書一部公開決定通知書

31 観名保第 57 号
令和元年 5 月 31 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年12月10日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	■2018年7月27日～12月10日に、名古屋城天守閣整備事業の件で名古屋市職員が文化庁を訪れた際の		
	1 持参資料として		
	(1) 市長文化庁訪問＜平成30年8月3日（金）＞ぶら下がりメモ		
	(2) 持参資料（石垣保存の基本的な考え方と天守台石垣の保存方針(案)について）		
	(3)新聞一式		
	2 復命書、支出命令書として		
	(4) 復命書（平成30年8月3日（金）分）		
	(5) 復命書（平成30年9月10日（月）分）		
	(6) 復命書（平成30年9月25日（火）分）		
	(7) 支出命令書（平成30年8月3日（金）分）		
	(8) 支出命令書（平成30年9月10日（月）分）		
	(9) 支出命令書（平成30年9月25日（火）分）		
	3 会談の内容、指摘事項がわかるものとして		
(10) 市長文化庁訪問＜平成30年8月3日（金）＞面談記録			
(11) 市長文化庁訪問＜平成30年8月3日（金）＞ぶら下がりメモ			
(12) 文化庁打合せメモ（平成30年9月10日（月）分）			
(13) 市長文化庁訪問＜平成30年9月25日（火）＞面談記録			
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成 年 月 日	午前 時 午後
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1 階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧	② 写しの交付	3 視聴

行政文書の一部を公開しない理由	別紙
備 考	・ 30 観名保第 167 号による行政文書一部公開決定時点では非公開であった箇所について、本決定時点において公開が可能になった箇所については、併せて公開することといたしました。 <決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

別紙

番号	非公開情報	行政文書の一部を公開をしない理由
1	文化庁との打合せ 内容 文書(4)①～⑦、 文書(5)①～⑤、 文書(6)①～⑧、 文書(10)①～⑦、 文書(12)、 文書(13)①～⑧	名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当 左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関する文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。 当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。 したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、市及び国の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。
2	文化庁との打合せ 内容 文書(4)①～⑦、 文書(5)①～⑤、 文書(6)①～⑧、 文書(10)①～⑦、 文書(12)、 文書(13)①～⑧	名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当 左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関する文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。 名古屋市による意思決定においては、文化庁との率直な意見の交換が必要であるところ、当該情報が公開された場合、中間的な議論・検討段階において、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができなくなるおそれがある。 したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。
3	文化庁との打合せ 内容 文書(4)①～⑦、 文書(5)①～⑤、 文書(6)①～⑧、 文書(10)①～⑦、 文書(12)、 文書(13)①～⑧	名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当 左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関する文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されているほか、市の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されている。当該事業はいまだ実施途上であり、当該情報は現時点では中間的な検討段階にとどまるものである。 当該情報が公開されると、現時点では未確定の段階の情報が、市民の間で認知されることで、意思決定されていない未確定な情報が、確定したものとして誤解されるおそれがある。

		したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、非公開とする。
4	石垣保存の基本的な考え方と天守台石垣の保存方針文書(2)	名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当 左記非公開情報は、石垣保存の基本的な考え方と天守台石垣の保存方針についての市の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されており、これらの事項はいまだ検討途上であり、現時点では中間的な検討段階にとどまるものである。 当該情報が公開されると、現時点では未確定の段階の情報が、市民の間で認知されることで、意思決定されていない未確定な情報が、確定したものとして誤解されるおそれがある。 したがって、当該情報は、市の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、非公開とする。
5	職員の号給文書(7)～(9)	名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号該当 左記非公開情報は、名古屋市職員の給与決定に関する情報(号給)が記載されている。 当該情報が公開されると、当該職員の給与を推知することが可能となり、個人のプライバシー権が侵害されることになる。 したがって、当該情報は、個人の所得に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められる情報であるため、非公開とする。

石垣保存の基本的な考え方と天守台石垣の保存方針（案）について

1 石垣保存の基本的な考え方

- ① [Redacted text block]

2 天守台石垣保存に関する基本的な考え方

- ② [Redacted text block]

- ③ (1) [Redacted text block]

- ④ (2) [Redacted text block]

- ⑤ (3) [Redacted text block]

(2)

3 天守台石垣保存方針

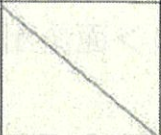
- ⑥ (1) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- ⑦ (2) [Redacted]
[Redacted]
- ⑧ (3) [Redacted]
- ⑨ (4) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

4 城内石垣全体の保存に向けて

- ⑩ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

5 天守閣木造復元事業との関係

- ⑪ [Redacted]
[Redacted]
- ⑫ (1) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- ⑬ (2) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- ⑭ (3) [Redacted]
[Redacted]

局長	所長	管 理 課	整 備 室
		 	  

(4)

平成 30 年 8 月 6 日

復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋城総合事務所
所 長 西野輝一

下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 平成 30 年 8 月 3 日 (金)
- 2 用 務 文化庁次長との面談における市長随行
- 3 出張先 文部科学省 文化庁 (東京都千代田区霞が関 3-2-2)
- 4 面会者 文化庁次長 中岡 司
- 5 内 容 別紙のとおり

(4)

市長文化庁訪問＜平成 30 年 8 月 3 日(金)＞面談記録

●面談記録（文化庁次長、調査官（2人））

- ・文化庁からは石垣部会の了解をとるように言われている。石垣部会が言っているのは、^①天守台北面の孕み出しが危ないので^②。私も^③積み直しはしない方がいいと認識していた。しかし、505億円の予算の中には45億円の石垣修復が含まれている。今のところ積み替えるかどうかは、さらに調査を進めて検討するとしている
- ・時期の問題はある。天守の荷重は石垣にはかけない。石垣をやってから天守では時間がかかり過ぎる。石垣の計画を見直して1か月ぐらいで石垣部会の先生に説明する。名古屋市民の熱い期待がある。郷土愛がある。^④
- ・現天守閣の耐震性が極めて低い。5大都市の建築物で最も低い。この下で石垣調査を行っているが、労働安全衛生法上、刑事的な問題になりかねない。延々と調査を行うのは危ない。議会からも2022年竣工で了解されており、スケジュールを守る。名古屋城は復元のフロントランナー。^⑤先輩が残してくれた豊富な資料で本物の天守を今後1000年つないでいく。これは、任務だと思っている。
- ・バリアフリーについても様々な技術があり、企業からも協力すると言われている。万里の長城やコロッセオにエレベーターがついているが、本質的なところには付けていない。^⑥
- ・石垣部会の理解という大西課長との約束はまもる。是非10月の審議会を通して欲しい。
- ・学芸員の体制が弱かったのは確か。学芸員を増員し、調査研究センターを整備して行く。

（文化庁次長）

- ^⑦石垣部会の理解を得ることが大切。今までも技術的助言を行ってきた。これからも続けていく。

以 上

(5)

5 内 容

① (1) 石垣部会 WG の概要報告

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

② (2) 復元検討委員会や文化審議会の日程は

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

③ (3)

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

④ (4)

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

⑤ (5)

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

局長	所長	管理活用課	保存整備室
		(課長)(係長)  	(室長)(係長)(科長)(課長)   

(6)

平成 30 年 9 月 26 日

復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋城総合事務所
所 長 西野輝一

下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 平成 30 年 9 月 25 日 (火)
- 2 用 務 文化庁との打ち合わせ
- 3 出張先 文部科学省 文化庁 (東京都千代田区霞が関 3-2-2)
- 4 面会者 文化庁記念物課 山下主任調査官
平澤主任調査官
- 5 内 容 別紙のとおり

(6)

文化庁訪問＜平成30年9月25日（火）面談記録＞

訪問者 近藤生涯学習部長 片岡文化財保護室長

西野名古屋城総合事務所長

応対者 文化庁記念物課 山下主任調査官 平澤主任調査官

●文化庁の考え

①

[Redacted text block]

●文化審議会の日程

②

[Redacted text block]

●基本計画書の提出

③

[Redacted text block]

④

[Redacted text block]

●名古屋市幹部職員の訪問

⑤

[Redacted text block]

●その他

⑥ ■ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

⑦ ■ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

⑧ ■ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(7)

支出命令書

歳 出

平成30年度	支出命令番号 0033601 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 (080001)		
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他	支出命令年月日 平成30年 8月 6日 支出負担行為年月日 当初 平成30年 8月 2日 変更 平成 年 月 日	
支出命令額		¥ 25,380 *
前渡金受領者 508110101 整理番号		
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子		
件名 08/03 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 @ 25,380 × 1名		
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人		
支出区分 6 確定前渡払 / 支払方法 1 口座振替 支出予定番号 支払期限 (期日) 平成30年 8月22日 *		
確 認 印	上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日	
	職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様	

執行機関	支出命令 総務課	命令主管 総務課	事業主管 所長 管理活用課 課長 保研務室
	会計管理者	会 計 室 (区総務課)	支払年月日 30. 8. 22 名古屋会計事務所

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

 2 集合決裁書 (第44号様式) を添付した場合には、支出命令・命令
 主管・会計管理者・会計室 (区総務課) 欄の押印を要しない。


D23

(7)

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野 輝一						区分 確定 ☒	
行政職給料表						級 号給 (行政職給料表 級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
8	3	金	名古屋 → 東京都区内		22,580 円	円	円
8	3	金	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D) 2,800 × 1 日 = 2,800					宿泊料(E)	×	泊 = 円
						×	泊 =
						×	泊 =
						×	泊 =
旅行命令(依頼) 平成 30 年 8 月 2 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E) 円 25,380		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円	
支払額(返納額) 25,380 円			特記事項 新幹線利用(繁忙期)				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(8)

支出命令書

歳 出

平成30年度	支出命令番号 0047301 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所	(080001)	
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他	支出命令年月日 平成30年 9月27日	支出負担行為年月日 当初 平成30年 9月 7日 変更 平成 年 月 日
支出命令額		¥ 73, 140 *
前渡金受領者 508110101 整理番号		
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子		
件名 09/10 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 @24, 480×2名 @24, 180×1名		
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人		
支出区分 6 確定前渡払 支出予定番号		支払方法 1 口座振替 支払期限 (期日) 平成30年10月17日 *
確 認 印	上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日 職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様	
執行機関	支出命令 総務課 命令主管 総務課 事業主管 所長 管理活用課 室長 保存整備室	30.10.17 名古屋市会計管理者
出納機関	会計管理者 会 計 室 (区総務課)	

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

 2 集合決裁書 (第44号様式) を添付した場合には、支出命令・命令
 主管・会計管理者・会計室 (区総務課) 欄の押印を要しない。

D23



(8)

旅費計算書A (資金交付用)

職 氏 名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 片岡 進矢						区 分 確 定	
行政職給料表						級	号給 (行政職給料表 級相当)
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	10	月	名古屋	→ 東京都区内	21,780 円	円	円
9	10	月	東京都区内	→ 名古屋			
				→			
				→			
				→			
日 当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700					宿泊料(E) × × × ×	泊 = 泊 = 泊 = 泊 =	円
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 7 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E) 円 24,480 ✓		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F)			精算額(G)		過不足額(G-F)		
支払額(返納額) 24,480			特記事項 新幹線利用(閑散期)				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあつては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(8)

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 蜂矢 祐介						区分 確定	
行政職給料表						級	号給 (行政職給料表 級相当)
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	10	月	名古屋	→ 東京都区内	21,780 円	円	円
9	10	月	東京都区内	→ 名古屋			
				→			
				→			
				→			
日当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700					宿泊料(E)	×	泊 = 円
						×	泊 =
						×	泊 =
						×	泊 =
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 7 日			旅行期間 0 泊 1 日		合計(A+B+C+D+E)円 24,480		
用務及び 用務先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F)			精算額(G)		過不足額(G-F)		
支払額(返納額) 24,480			特記事項 新幹線利用(閑散期)				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(8)

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主査 栗本 規子						区分 確定	
行政職給料表						級	号給 (行政職給料表 級相当)
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	10	月	名古屋	→ 東京都区内	21,780 円	円	円
9	10	月	東京都区内	→ 名古屋			
				→			
				→			
				→			
日当(D)				宿泊料(E)	×	泊=	円
2,400 × 1 日 = 2,400					×	泊=	
					×	泊=	
					×	泊=	
旅行命令(依頼)			旅行期間		合計(A+B+C+D+E)円		
平成 30 年 9 月 7 日			0 泊 1 日		24,180		
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)						
概算払額(F)		円	精算額(G)		円	過不足額(G-F)	
支払額(返納額)		円	特記事項 新幹線利用(閑散期)				
24,180							

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(9)

支出命令書

歳 出

平成30年度	支出命令番号 0047001 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所	(080001)	
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他	支出命令年月日 平成30年 9月27日	支出負担行為年月日 当初 平成30年 9月21日 変更 平成 年 月 日
支出命令額	¥ 73,640 *	
前渡金受領者 508110101 整理番号		
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子		
件名 09/25 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 @24, 580×2名 @24, 480×1名		
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人		
支出区分 6 確定前渡払 支出予定番号	支払方法 1 口座振替 支払期限 (期日) 平成30年10月17日 *	
確認印 	上記の金額を領収しました。 職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様	

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
	総務課長	総務課	所長 課長 管理御課 室長 係長 係長
出納機関	会計管理者	会計室 (区総務課)	支払年月日 30.10.17 名古屋市会計管理室

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

備考2 集合決裁書 (第44号様式) を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者・会計室 (区総務課) 欄の押印を要しない。



D23

(9)

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野 輝一						区分 確定	
行政職給料表				級	号給	(行政職給料表 級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	25	月	名古屋 → 東京都区内		21,780 円	円	円
9	25	月	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D) 2,800 × 1 日 = 2,800				宿泊料(E)	×	泊 =	円
					×	泊 =	
					×	泊 =	
					×	泊 =	
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 21 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E)円 24,580		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F)			円		精算額(G)		円
					過不足額(G-F)		円
支払額(返納額)			円		特記事項 新幹線利用(閑散期)		
24,580							

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあつては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(9)

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 教育委員会生涯学習部 部長 近藤 世津子						区分 確定	
行政職給料表						級	号給 (行政職給料表 級相当)
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	25	月	名古屋	→ 東京都区内	21,780 円	円	円
9	25	月	東京都区内	→ 名古屋			
				→			
				→			
				→			
日 当(D) 2,800 × 1 日 = 2,800					宿泊料(E)	×	泊 = 円
						×	泊 =
						×	泊 =
						×	泊 =
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 21 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E) 円 24,580		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F)			円		精算額(G)		円
					過不足額(G-F)		
支払額(返納額)			円		特記事項 新幹線利用(閑散期)		
24,580							

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(9)

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 教育委員会生涯学習部文化財保護室 室長 片岡 進矢						区分 確定	
行政職給料表						級	号給 (行政職給料表 級相当)
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	25	月	名古屋 → 東京都区内		21,780 円	円	円
9	25	月	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700					宿泊料(E)	×	泊 = 円
						×	泊 =
						×	泊 =
						×	泊 =
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 21 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E) 円 24,480		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円	
支払額(返納額) 円 24,480			特記事項 新幹線利用(閑散期)				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

●面談記録（文化庁次長、調査官（2人））

- ・文化庁からは石垣部会の了解をとるように言われている。石垣部会が言っているのは、^①天守台北面の孕み出しが危ないので、^②私も

積み直しはしない方がいいと認識していた。しかし、505億円の予算の中には45億円の石垣修復が含まれている。今のところ積み替えるかどうかは、さらに調査を進めて検討するとしている

- ・時期の問題はある。天守の荷重は石垣にはかけない。石垣をやってから天守では時間がかかり過ぎる。石垣の計画を見直して1か月ぐらいで石垣部会の先生に説明する。名古屋市民の熱い期待がある。郷土愛がある。

④

- ・現天守閣の耐震性が極めて低い。5大都市の建築物で最も低い。この下で石垣調査を行っているが、労働安全衛生法上、刑事的な問題になりかねない。延々と調査を行うのは危ない。議会からも2022年竣工で了解されており、スケジュールを守る。名古屋城は復元のフロントランナー。

⑤

先輩が残してくれた豊富な資料で本物の天守を今後1000年つないでいく。これは、任務だと思っている。

- ・バリアフリーについても様々技術があり、企業からも協力すると言われている。万里の長城やコロッセオにエレベーターがついているが、本質的なところには付けていない。

⑥

- ・石垣部会の理解という大西課長との約束はまもる。是非10月の審議会を通して欲しい。

- ・学芸員の体制が弱かったのは確か。学芸員を増員し、調査研究センターを整備して行く。

（文化庁次長）

⑦

石垣部会の理解を得ることが大切。今までも技術的助言を行ってきた。これからも続けていく。

以 上

(12)

調查官： [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

蜂矢主幹：

調查官：[REDACTED]

片岡室長：

調查官：[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

片岡室長：[REDACTED]

調查官：[REDACTED]

片岡室長：

調查官：[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

片岡室長：

[illegible]

片岡室長：

調查官：[REDACTED]

[REDACTED]

片岡室長： [REDACTED]
調査官： [REDACTED]

[REDACTED]

(12)

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
調査官： [REDACTED]
調査官： [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
片岡室長： [REDACTED]
調査官： [REDACTED]
[REDACTED]
蜂矢主幹： [REDACTED]
[REDACTED]
調査官： [REDACTED]
[REDACTED]
片岡室長： [REDACTED]
調査官： [REDACTED]
[REDACTED]

文化庁訪問＜平成30年9月25日（火）面談記録＞

訪問者 近藤生涯学習部長 片岡文化財保護室長
西野名古屋城総合事務所長

応対者 文化庁記念物課 山下主任調査官 平澤主任調査官

●文化庁の考え

- ① [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

●文化審議会の日程

- ② [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

●基本計画書の提出

- ③ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

- ④ ● [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

●名古屋市幹部職員の訪問

- ⑤ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(13)

●その他

⑥ . [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

⑦ . [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

⑧ . [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]